

## 放課後子ども教室における緊急災害時（地震・風水害等）の対応

## 学校登校日

○在宅時 ※学校防災計画に準じ、校長の判断により対応します。(詳しくは小学校へお問合せください。)  
暴風雨、大雨、洪水、大雪の警報（以下「警報」という。）発令により、学校が休校の場合、放課後子ども教室は臨時休業とします。

○在校時 ※学校防災計画に準じ、校長の判断により対応します。(詳しくは小学校へお問合せください。)  
警報発令により、学校が授業等を打ち切り帰宅させる場合、放課後子ども教室は臨時休業とします。

## ○活動中

活動中に警報が出された場合、活動を打ち切ることとします。教室から、緊急用一斉メール配信、もしくは緊急連絡先へ直接電話連絡をしますので、お子さんの迎えをお願いします。

## 長期休業日（学校休業日）

## ○在宅時

①午前6時の時点で県東部に警報が発令されている場合、臨時休業とします。  
(臨時休業の連絡はしませんので、家庭内で気象情報の確認をお願いします。)

②午前6時以降（開設時刻前）に警報が発令された時には、その時点で臨時休業とします。  
教室から、緊急用一斉メール配信、もしくは緊急連絡先へ直接電話連絡をします。  
すでに教室に来ている場合は、お子さんのお迎えをお願いします。

※発令後に警報が解除となった場合でも、安全のため臨時休業とします。

## ○活動中

活動中に警報が出された場合、活動を打ち切ることとします。教室から、緊急用一斉メール配信、もしくは緊急連絡先へ直接電話連絡をしますので、お子さんの迎えをお願いします。

## ●緊急災害時の連絡体制 【緊急用一斉メール送信システムによる配信について】

学校で事前に登録されたメールアドレスへ一斉メールを配信します。

メール受信で内容を確認次第、直ちに「確認ボタン」を押してください。

●警報が発令されていない場合でも、活動が危険であると教育委員会が判断した場合、もしくは判断が難しい場合、臨時休業とすることがあります。

問い合わせ先

○尾道市教育委員会生涯学習課（生涯学習係）

TEL 0848-20-8324